

特定家畜伝染病発生時の 防疫活動に関する協定書

平成29年8月28日

公益社団法人鹿児島県獣医師会
鹿 児 島 県

特定家畜伝染病等発生時における防疫活動に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県獣医師会（以下「乙」という。）は、特定家畜伝染病の防疫活動への協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、特定家畜伝染病の発生又は発生するおそれがある場合に、当該家畜伝染病の早期清浄化及び未発生地域へのまん延防止のために実施する防疫活動（以下「防疫活動」という。）の協力に関し必要な事項を定める。

（特定家畜伝染病）

第2条 この協定において「特定家畜伝染病」とは、次に掲げる家畜伝染病をいう。

- （1）口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- （2）前号に掲げるもののほか、経済的に重大な被害及び社会的に大きな影響を及ぼす家畜伝染病と甲が認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、特定家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防疫業務協力要請書（様式1）及び防疫業務仕様書（様式2）により、乙に防疫活動への協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、防疫業務に従事する乙の獣医師を取りまとめ、防疫業務従事者一覧表（様式3及び様式3別添）を甲に提出するものとする。

（協力内容）

第4条 甲が乙に対して協力を要請することができる防疫活動は、次のとおりとする。

- （1）特定家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の殺処分の実施
- （2）その他甲が必要と認める作業

（協力の実施）

第5条 第3条第1項の規定による要請があったときは、乙は、防疫業務従事者を甲の指定する日時及び場所に速やかに出勤させ、甲の指示に従い防疫業務を行うものとする。

2 乙は、防疫業務を完了したときは、速やかに甲に防疫業務実施報告書（様式4及び様式4別添）を提出する。

3 甲は、前項の規定により乙が提出した防疫業務実施報告書を確認する。

（費用の負担）

第6条 第3条の要請により実施する防疫活動に要する費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者報告書(様式5)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、その都度相手方に報告するものとする。

2 乙は、甲の求めに応じ、緊急時の派遣獣医師の名簿(様式6)を事前に作成・提出するものとする。

(基本協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年8月28日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事

王 辰 国 利

乙 鹿児島市郡元三丁目3番32号
公益社団法人鹿児島県獣医師会

会 長

梶 哲 郎